

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人国立環境研究所

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 19 年 12 月に策定した「随意契約見直し計画」のフォローアップ状況や研究開発型独法としての特性等も踏まえ、平成 20 年度に締結した競争性のない随意契約について、更なる点検・見直しを行い、以下のとおり新たな随意契約見直し計画を策定することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取りやめたもの (20年度限りの事務・事業)	/		(42.4%) 197	(30.6%) 1,334,901
競争性のある契約	(49.5%) 230	(58.3%) 2,543,944	(41.9%) 195	(51.9%) 2,265,762
競争入札	(45.6%) 212	(52.6%) 2,296,200	(26.9%) 125	(41.3%) 1,803,060
企画競争、公募等	(3.9%) 18	(5.7%) 247,744	(15.1%) 70	(10.6%) 462,702
企画競争 (不落随契含む)	(3.9%) 18	(5.7%) 247,744	(0.6%) 3	(0.7%) 30,050
公募	(0%) 0	(0%) 0	(14.4%) 67	(9.9%) 432,652
競争性のない随意契約	(50.5%) 235	(41.7%) 1,819,406	(15.7%) 73	(17.5%) 762,686
公共料金等	(1.9%) 9	(6.9%) 302,746	(1.7%) 8	(6.2%) 271,208
再委託先指定	(27.3%) 127	(19.8%) 865,298	(11.0%) 51	(8.1%) 351,983
特殊な機器等保守	(9.0%) 42	(4.5%) 197,966	(0%) 0	(0%) 0
その他	(12.3%) 57	(10.4%) 453,396	(3.0%) 14	(3.2%) 139,495
合 計	(100%) 465	(100%) 4,363,350	(100%) 465	(100%) 4,363,350

- (注1) 見直し後の競争性のない随意契約は、真にやむを得ないもの。
- (注2) 「再委託先指定」とは、研究所が受注する業務等で委託・請負依頼元から再委託契約先を指定しているもの。
- (注3) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注4) 見直し後において特殊な機器等保守が0件になっているのは、すべて公募へと移行したことによる。
- (注5) 見直し後の競争性のない随意契約「その他」の内訳は、代替性の利かない特定施設・研究機器の賃貸借(5件、26,955千円)、外国からの文献等の購入(9件、112,541千円)である。
- (注6) 見直し後の各数値は、平成20年度契約実績の契約方式を見直した結果の数値であり、翌年度以降における契約実績とは単純に比較できない。
- (注7) 見直し後の「事務・事業取りやめ」は、平成20年度に競争性のある契約・競争性のない随意契約を行ったもので、事業の目的を達成し終了した契約である。

本計画に基づき、真にやむを得ない場合を除き、競争性のある契約に移行することとした。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約(平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」(以下「旧計画」という。))に基づき、競争性のない随意契約から一般競争入札等へ移行した案件に占める一者応札・応募の状況等も参考)について、点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、研究開発型独法としての特性等を踏まえた契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	230	2,543,944
うち一者応札・一者応募	(62.2%) 143	(51.7%) 1,314,732
うち旧計画により一般競争入札へ移行したもの	(21.3%) 49	(12.7%) 322,544

(注) 上段のパーセンテージは競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(14.7%) 21	(7.1%) 93, 248
仕様書の変更	1	3, 142
参加条件の変更	1	3, 990
公告期間の見直し	20	90, 107
契約方式の見直し	(20.3%) 29	(18.9%) 237, 914
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(65.0%) 93	(78.2%) 983, 570

(注1) 内訳については、見直し内容が重複しているため一致しない。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段のパーセンテージは平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

平成19年12月に策定した旧計画におけるフォローアップ状況等も踏まえ、以下の観点から、本計画の達成に努める。

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、研究開発型独法としての特性等も踏まえた、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心とした契約の点検を実施する。

(2) 随意契約等の見直し

① 仕様書内容の見直し

競争入札に移行するために記載事項の統一化を図りつつ、

ア 研究機器購入等は、要求する機能や必要とする技術及び設備等を明確に記載し、その内容は第三者的な視点からの意見を取り入れる。

イ 役務は、その業務内容をもって、業務量や適正な入札価格を見積もれる程度の内容を記載するよう努める。

ウ 研究開発型独法としての特性等も踏まえ、過度に制限的な記載をせず、契約後に双方のアイデアを業務に反映できるような工夫を検討する。

② 公募の弾力的な運用

旧計画においては、「唯一者であるとは言い切れない」ことを理由に、競争性のない随意契約から競争性を確保するための一般競争入札へ移行したものの、結果として一者応札・応募が増加した。

今後、競争性の確保は一般競争入札にのみ求めることなく、研究開発型独法としての特性等も踏まえ、特殊な機器等保守業務等を公募へ移行・転換し、その拡大を図ることとする。

公募への移行等の際して必要な規程やマニュアル類は、平成22年10月を目途に策定・整備を図る。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 従前の取組の更なる改善等

ア 仕様書内容の見直し（(2) ①に準じる）

イ 過去の業務実績等の参加要件見直しの検討

ウ 全省庁統一参加資格のランク設定の緩和

エ 公告期間の確保（通常的一般競争契約 20 日間以上、企画競争及び総合評価 30 日間以上）

オ 入札説明書等のホームページへの掲載

カ 業務等準備期間の確保

② 契約状況を踏まえた抜本的な契約方式の転換

旧計画策定時から競争契約への移行後の状況等や調達内容を踏まえ、一般競争入札から公募への転換とその拡大を図る。

公募を経た結果、特定の参加者のみに限られることが明らかとなった場合には、競争性のない随意契約への転換と複数年度契約への見直しを検討する。

(4) その他

一者応札・一者応募の見直しについては、21年6月に公表した「一者応札・応募に係る改善方策について」を改正し、平成22年5月を目途に公表する。

また、いわゆる少額随意契約案件については、特定の物品調達に限定して自由参加型見積制度（オープンカウンター方式）の導入に向けた取組を進める。